

「たばこの煙の無いお店」に 応募しませんか？



「たばこの煙の無いお店」とは？

店内を終日禁煙とし、入り口等からたばこの煙やにおいが流入しないことを、三重県が認定したお店のことです。

認定店舗には、三重県知事名の認定証や認定プレートをお渡しするほか、県が積極的にお店の情報提供を行います。

＜応募方法＞

認定を希望するお店は、裏面の認定申込書をお近くの「三重県食品衛生協会各支部」または「保健所（四日市市保健所除く）」まで提出してください。

申請を受け付けた食品衛生協会の担当者が、終日禁煙であることを確認させていただいた後、三重県が「たばこの煙のないお店」として認定します。

＜受動喫煙はこんなにキケン！＞

たばこは、がん、心臓病、脳卒中などの病気の原因と深く関わっているという研究結果が報告されています。

また、喫煙者が直接吸うたばこの煙（主流煙）よりも、周囲の人が吸う煙（副流煙）には、何倍もの有害物質（ニコチン2.8倍、タール3.4倍、一酸化炭素4.7倍など）が含まれています。

あなたのお店の大切なお客様を、たばこの煙から守りましょう！

☆認定申込書の提出先：三重県食品衛生協会各支部、各保健所（四日市市保健所除く）

☆申請に関するお問合せ先

三重県食品衛生協会

TEL 059-223-6765

三重県健康福祉部医療対策局健康づくり課

TEL 059-224-2294

(Mail) kenkot@pref.mie.jp

(ホームページ) <http://www.pref.mie.jp/KENKOT/HP/hpm21/>